

調査研究(研修) 視察報告書

報告者:吉口 二郎

視察日	平成 26年 10月 8日(水)
視察内容	久留米市:都市ブランド戦略について
視察者	小野政明、柴田 泉、吉口二郎、加藤義幸、三浦康宏

久留米都市ブランド戦略が目指すもの

都市ブランド戦略では、久留米市のまちづくりの指針である総合計画を補完するもので、基本理念の「水と緑の人間都市」を具体化し推進していくための分野横断的なイメージ戦略として位置づけ、市外の人々からの認知度や魅力度などの向上や住民愛着度を高めるための取り組みを進め、選ばれる都市としての優位性を確立し、定住人口と交流人口の増加を図ることで、地域の活性化を目指すものであります。

久留米市は今、「中核市への移行」や「九州新幹線の全線開業」といった都市としての大きな転換期を迎えています。これを飛躍の絶好のチャンスと捉え、その効果を活かすための取り組みであります。



戦略プランの基本方針

1. 基本コンセプト

久留米は、筑後川の悠久の流れに育まれた恵みと英知が息づく都市であり、流域に広がる久留米は、筑後川から多くの恵みを受け、長い歴史を歩んできたまちであり、そして、受け継がれてきた英知や思いが、今日の久留米らしさや魅力を育み、その一つひとつ、どれも久留米らしさが溢れるきらめきがあり、ひかり輝いています。この筑後川の恵みと久留米の人々が育んだきらめきを着実に、未来へとつないでいくことにより、久留米市民にいつまでも久留米に誇りや愛着を持ち続けていただくように。また、久留米以外の皆さんには、久留米に触れて、訪れて、感じていただくように。そして、久留米のきらめきを感じて、いつの日か久留米に住んでいただけるように。久留米の“恵み”と“きらめき”が織りなす心地よい暮らしを、自信と誇りをもって提供していきます。

2. 目標

- ①都市魅力の向上 : 地域資源の磨き上げにより、久留米の魅力を向上。
- ②誇りや愛着の醸成 : 久留米の人々が、自らの地域の魅力づくりに主体的に取り組むことで、地域の一体感を創出し、誇りや愛着を醸成。
- ③知名度の向上 : 多様な資源や魅力を戦略的に発信し、久留米市の知名度向上を図る。

3. 戦略の手法

都市ブランド戦略は、「魅力づくり事業」と「魅力発信事業」を大きな柱として、進めていきます。

魅力づくり事業(磨き上げ事業)

久留米は、多種多様な地域資源に恵まれています。これらの地域資源は、素材としての潜在的な魅力は高いものの、そのままの状態では魅力がきちんと伝わりにくいものもあり、そのPR効果は限定されてしまいます。このため、地域資源に関わる人々が、主体的に、現在のライフスタイルにふさわしい磨き上げを行い、久留米らしさを伝える魅力を創りだすことに努めます。

魅力発信事業(プロモーション事業)

磨き上げられた地域資源も、その特性に応じ、ターゲットを明確にしながら戦略的に発信しなければ、魅力は伝わりません。このため、久留米の持つ地域資源を、受け手の立場から吟味することで、最大限に魅力を引き出し、一貫性・独自性のある情報編集や加工を行い、ターゲットに応じた地域資源や手法を選択しながら戦略的な発信に努めます。また、消費や行動のきっかけとして影響力を増している「クチコミ(人の評判)」に着目した情報発信に努めます。

4. 推進体制

取り組む姿勢と役割

【市民】

地域の活力を生み出すためには、市民が地域に誇りと愛着を持ち、生き生きと暮らし、活動していくことが大切です。そして、市民一人ひとりが久留米の魅力の発信者となり、久留米ファンの輪を広げていくことが望めます。

【事業者等】

都市のブランド化と、個別商品（サービス含む）のブランド化は車の両輪として、相乗効果をもたらしながら高まるものと言えます。久留米市の資源をこれまで以上に活用しながら、価値を高めた商品の開発、販売、販路拡大等への取り組みを通じ、久留米の魅力を向上させていく担い手となることが望めます。

【行政】

行政では、情報発信（シティプロモーション）とネットワークの構築の懸け橋となることを重点的に取り組み、久留米の魅力を効果的に発信し、地域内外の人と資源を結びつけ、久留米ファンの輪を広げていく土壌づくりを担うことが望めます。

戦略プランの推進組織

戦略プランを全市一体となって推進するため、「久留米都市ブランド戦略推進協議会」を設置し、事務局は行政内部に置き、総合的な情報発信やブランド戦略の進捗管理等を担当します。

戦略プランは、久留米に関わる全ての人が久留米に誇りと愛着を持ち、個人の価値観を尊重しながら久留米の魅力づくりや魅力を発信することで、効果的な推進を目指し、それぞれの人が、それぞれの立場で主体的に参画することが重要です。



〔感想・岡崎市への反映〕

少子高齢化がますます進行するなかで、国内総人口も減少局面に転じており、単身世帯や老人世帯が増加するなど、社会構造の変化が見込まれます。そのため、これまでの量的な拡大から質的向上を重視した都市づくりに転換していく必要があります。このような社会情勢のなか、多くの地方自治体は、地域の特色を活かした個性的で魅力あるまちづくりを模索しております。今後、人口が減少するなかで、都市の賑わい発展を進めていくためには、定住人口と交流人口の拡大を図っていたための施策が求められています。



本市が持つ、全ての地域資源をさらに磨きあげ、魅力ある資産として、全国的に誇れる資産として発信し、本市の都市ブランド力を高め、市内外に対し積極的なプロモーションが必要であると考えます。

市外における都市認知度や都市魅力度の向上を図るための情報発信に取り組むべきであり、特にテレビ、新聞、雑誌といったマ



スメディアに数多く取り上げられることが重要であり、本市の良好なイメージを向上させるためには、継続したプロモーション活動が不可欠であるとともに、話題性を保ち続ける工夫が必要であると強く感じました。

本市において今年度より、シティプロモーション戦略への取り組みがスタート致しましたが、事業の推進体制を明確にするとともに、戦略プランの推進にあたっては、効果的な成果を上げるため、誰に向かって行うのか。何を使得て行うのか。どのようにして行うのか。誰が行うのか。推進体制・推進組織の整備が重要であり、担当責任者を明確にすべきと考えます。

調査研究(研修)視察報告書

報告者：三浦 康宏

視 察 日	平成26年10月9日（水）
視 察 内 容	歴史的風致維持向上計画について
視 察 者	小野政明、柴田泉、吉口二郎、加藤義幸、三浦康宏

<太宰府市の概要>

太宰府市は県中央部、福岡市の南東約16 kmに位置し、全国天満宮の総本社、太宰府天満宮の所在地で、特別史跡や名所旧跡が数多く所在する緑豊かな福岡都市圏の住宅都市。年間約700万人の観光客が訪れる史跡と観光のまちで、4年制大学5校をはじめ、高等教育機関が多数立地する学園都市でもある。「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」との視点を持つ全国4番目の国立博物館「九州国立博物館」を核に、文化、歴史、観光資源をネットワーク化するとともに、自然、歴史的景観やまち並み景観に配慮した「景観条例」の制定、同博物館の生涯学習、文化活動の広域的拠点としての活用などを推進し、「歴史的風致維持向上計画」に基づき、「100年後も誇れる美しいまち太宰府」を目指す。面積：29.58 k m² 人口：70,482人



<太宰府市 歴史的風致維持向上計画策定の経緯>

平成16年に「景観法」が公布され、翌年6月に全面施行されるのを受け、平成17年5月に「太宰府市景観まちづくり懇話会」を設置し競技を重ね、平成19年2月にその答申として①市民、事業者、行政の連携・協働、②まちの賑わい、人々の暮らし、生業も景観、③太宰府市民遺産の取組との連動の3つを柱に、「太宰府市景観まちづくり計画」と「太宰府市民遺産活用推進計画」の2つの計画の連動がはかられ、加えて「太宰府のまちづくり景観を姿にする計画をつくる」もう一つの計画として「太宰府市歴史的風致維持向上計画」が策定された。

<太宰府市 歴史的風致維持向上計画策定の概要>



平成26年6月30日現在、全国46の都市が認定されている「歴史的風致維持向上計画」だが、太宰府市では維持向上すべき歴史的風致として、①太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致、②梅に関する歴史的風致、③観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致、④農耕に関わる祭事にみる歴史的風致、⑤太宰府天満宮神幸式における歴史的風致、⑥さいふまいりにおける歴史的風致、⑦宝満山における歴史的風致の7つを挙げ、方針として、歴史的風致を構成する建造物の保存と活用の推進、歴史的風致を活用したまちづくり

の推進、歴史と伝統を反映した人々の活動への支援、歴史的風致の認識を高める取り組みの推進の4つを掲げている。

また太宰府天満宮や大宰府跡などの名所旧蹟といった歴史的建造物が存在し歴史的風致が集中的に形成されているエリアを重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上の為に施策展開している。



＜太宰府市 歴史的風致維持向上計画の 重点区域における主な施策・事業＞

大きく8つの施策、事業を展開。①歴史的建造物の保存修理に対する助成、②水城跡、大野城跡の修理、整備、③歴史的通りのサイン整備、解説板設置、④無形文化財の調査や記録作成を行い、地域の意識向上や担い手の育成、⑤観世音寺、戒壇院の保存修理、⑥幸ノ元溝尻水路の保存修理、⑦四天王寺山周辺の緑地整備や休憩施設修理等環境整備、⑧景観形成に関する関連施策（・景観計画に基づき2つの景観育成地区を設定し歴史的景観の保全育成を図る・屋外広告物条例を制定し、屋外広告物のルールをつくる）。



〔感想・岡崎市への反映〕

太宰府市建設経済部都市計画課の課長、同景観・歴史のまち推進係の係長からご説明を頂いた。10年間で29億円の事業費を見込み、歴史的風致維持向上計画への取り組みを市が力を入れて行っていることが、担当職員の説明からも十二分に伝わってきた。

まず庁舎内の横のつながりを密にし、担当課、部を越えて一緒に事業に取り組む体制を築いておられることに感心した。また計画の取り組みを自治体に委ねるなど市民主導に導くよう努め、行う本人たちが楽しむことに重点を置いて遂行している点にも共感を覚えた。

課題として、歴史的建造物を所有している方の高齢化等により、整備や修理が済んだ後どう活用していくか、またそれらを貸す仕組みをどう築いて行くかを挙げられた。

本市として、上記課題解決も含め、太宰府市の庁内、市民を巻き込んだ上手な計画の展開を取り入れ、市内に数ある貴重な遺産を活用したまちづくりを早期に実現して行きたい。

調査研究（研修）視察報告書

報告者：加藤 義幸

視 察 日	平成26年10月10日（金）
視 察 内 容	尾道市：歴史的風致維持向上計画について
視 察 者	小野政明、柴田 泉、吉口二郎、加藤義幸、三浦康宏

【尾道市の概要】

県東南部にあり、1169年の開港以来、瀬戸内の代表的商港都市として発展。豊かな自然、美しい景観や街並みに恵まれている。また多くの文人墨客の足跡を留め、優れた芸術・文化を育むとともに、映画のロケ地としても有名。2005年3月に御調町・向島町と、2006年1月には因島市・瀬戸田町と合併。

尾道水道と、国宝をはじめ多くの文化財を有する斜面市街地が調和したまちなみ景観、多島美の景観は、多くの人々を魅了している。

歴史的風致維持向上計画に基づき歴史と文化を活かした「風格のある」まちづくりを進めている。2012年7月に「海フェスタおのみち」を開催し「海事都市 尾道」を全国に発信。



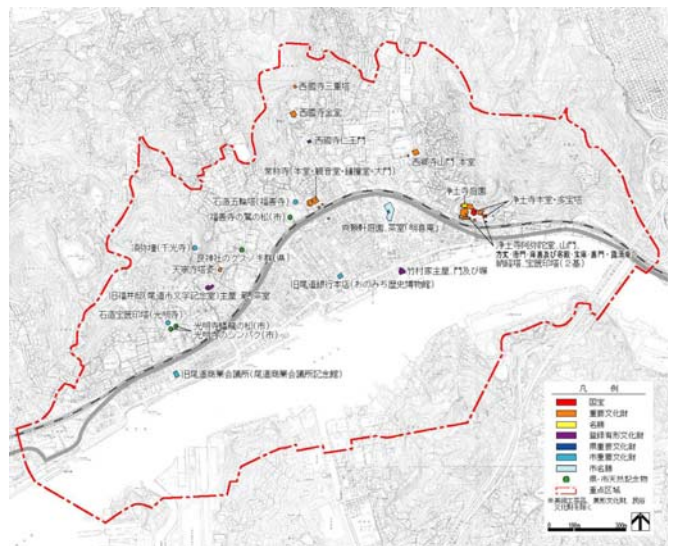
【尾道市歴史的風致維持向上計画について】

《計画策定の流れ》

- (1) 平成18年度～平成20年度
歴史的建造物及び町並み調査
- (2) 平成20年度～平成22年度
文化庁の「文化財総合的把握モデル事業」
{尾道市歴史文化基本構想}
{尾道市文化財保存活用計画}
- (3) 平成23年度～
歴史的風致維持向上計画策定、9月認定

《歴史的風致の設定》

- (1) 中世から現在が重なり合う港町の歴史的風致
～港町尾道の寺社と祭礼・行事～『尾道』
ア、中世からの寺院と祭礼・行事
イ、神社と近世の祭礼・行事
ウ、一宮神社とベッチャー祭
エ、近代の港町尾道の祭礼・行事
- (2) 寺と町家と港町の歴史的風致
『瀬戸田』
ア、瀬戸田水道と祭礼・行事
イ、港町瀬戸田の街並みと祭礼・行事
- (3) 豪商と茶の文化が息づく歴史的風致『沿岸部・島嶼部』
- (4) 港町や農山漁村の祭礼・行事が彩る歴史的風致『市内各所』
ア、海に関わる祭礼・行事
イ、農耕に関わる祭礼・行事



【尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の範囲】

《重点区域》

＊尾道・向島歴史的風致地区（面積約 200ha）

『尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域』

尾道水道をはさんで位置する、尾道地区（旧市街を中心とした区域）と向島の景観的なまとまりを有する区域。

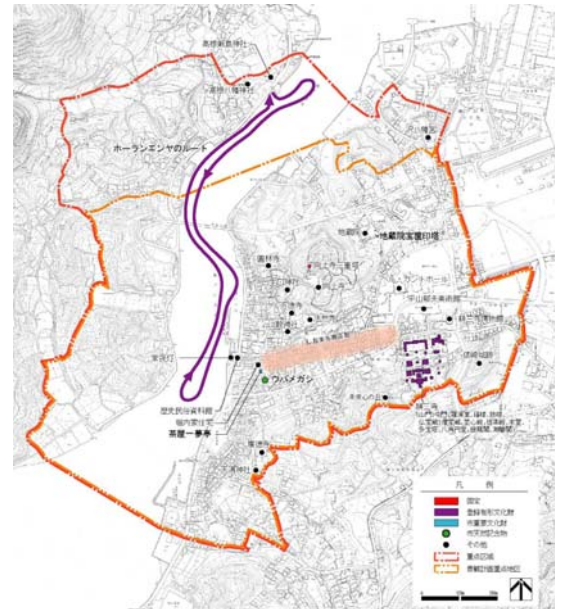
この区域では、港町・商都として発展した歴史があるとともに、中世、近世、近代の文化財が重層しながら存在する。また、国宝（浄土寺本堂、多宝塔）や重要文化財などが、市街地の中に存在し、建造物などは景観を特徴づける役割も担っている。

＊瀬戸田歴史的風致地区（面積約 137ha）

『寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域』

生口島北側と南側の海辺を中心に、文化財が集積する2つの区域をつないだもの。

北側の瀬戸田及び中野地区では、歴史的な街並みが残り、国宝（向上寺三重塔）も存在する。



【瀬戸田歴史的風致地区（重点区域）の範囲】

《事業概要》

(1) 歴史的建造物の保存・修理

- ・浄土寺方丈ほか5棟保存修理事業
- ・常称寺建造物保存修理事業
- ・浄土寺建造物防災設備整備事業



浄土寺の保存修理
(庫裏及び客殿)



常称寺大門
(保存修理を予定)

(2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成

- ・道路美装化事業
- ・電柱類等景観改善事業

(3) まちなか回遊性の向上

- ・軽車両等道路事業＝階段部等における道路のスロープ化や隅切り確保
- ・夜間景観形成事業＝歴史的な背景を持つ街並みにふさわしいデザインの街灯等の設置
- ・他国語音声設備設置事業＝海外からの観光客への対応
- ・歩行者安全対策事業＝手すりの設置
- ・道路水路修繕事業＝老朽化した道路水路の補修
- ・駐輪場整備事業＝小路への不法駐輪を削減



手すりの整備例
(千光寺新道)

(4) 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発

- ・文化財調査・研究事業＝尾道旧市街地の和洋折衷住宅（群）、瀬戸田の街並みの調査等
- ・郷土芸能祭開催事業
- ・史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業＝文化財等のデータ整理・情報公開、出張展示会・講演会の開催、啓発

- ・文化財愛護少年団事業
- ・文化財講座開催事業
- ・民族芸能等支援事業
- ・尾道歴史読本作成事業
- ・文化財めぐり事業
- ・近代化遺産活用事業
- ・文化施設ネットワーク事業



おたからマップづくり



近代化遺産めぐり

《助成制度》

(1) まちなみ形成事業補助

- ・目的＝個性的で風格のあるまちなみを創出する。
- ・事業内容＝建造物等の外観修理、外観変更等
- ・補助対象者＝歴史的建造物・工作物の所有者又は管理者
- ・補助金の額＝補助対象事業費の2/3 《限度額200万円》

○歴史的建造物等

建築後長期間年数が経過し、歴史的資料又は学識経験者等による評価資料のある建造物・工作物

○補助対象者の要件

- ①尾道市税等を滞納していないこと
- ②この補助事業に関して国・県・市の制度による他の補助金を受けていないこと

○補助対象事業

建築当時の形態意匠を再現するもの、又は維持するための整備
《根拠資料・説明資料が必要》



(2) 沿道建造物等修景事業補助

- ・目的＝歴史的風致の維持及び向上に寄与する修景整備の促進
- ・事業内容＝沿道建造物等の修景整備
- ・補助対象者＝所有者又は管理者
- ・補助金の額＝補助対象事業費の2/3 《**限度額20万円**》

○沿道建造物等

道路美化対象路線に面している建築物・工作物など

○修景整備

沿道建造物等の外観の整備、設備などの遮蔽物設置による整備など

- ・建築物の外観の修景整備
- ・門、塀、日除けなどの外観の修景整備
- ・空調、給排水などの設備に対する遮蔽物の設置など

○補助対象者の要件

- ①尾道市税等を滞納していないこと
- ②この補助事業に関して国・県・市の制度による他の補助金を受けていないこと

○注意事項

- ・補助金の交付は、同じ沿道建造物などにおいて1回限り
- ・尾道市の景観形成の方針（色彩などの基準）に沿うこと
- ・美化対象路線から容易に見ることが出来ない部分は対象外

(3) 空き家再生促進事業補助



- ・目的＝空き家の有効利用を通して、良好な景観の形成の促進及び地域の活性化を図る
- ・事業内容＝空き家を改修し居住する場合の改修
- ・補助対象者＝所有者など
- ・補助金の額＝補助対象事業費の2/3 《**限度額30万円**》

○空き家

おおむね1年以上継続して使用しない状態におかれた建築後30年以上の建築物

○補助対象事業

- ①台所、浴室、便所、洗面所などの改修
- ②内装、屋根、外壁などの改修

○補助対象者の要件

- ①20歳以上の方
- ②空き家の所有者、又は空き家を賃借した人
- ③この補助事業に関して国・県・市の制度による他の補助金を受けていないこと
- ④自らの負担で空き家の改修をしようとする方
- ⑤補助金の交付を受けた日から2年以上定住する意思のある方
- ⑥市税などの滞納その他市に対する債務の不履行がない方

○注意事項

- ・空き家バンク制度の特別区域については、空き家バンクに登録した物件
- ・共同住宅の一部が空き家でも、他の部屋に人が居住し使用状態では該当しない
- ・施工業者は市内に本店、支店、営業所などがある法人及び個人事業者

(4) 老朽危険建物除却促進事業補助

- ・目的＝良好な景観の形成の促進及び住環境の改善を図る
- ・事業内容＝使用されずに適正に管理されていない老朽危険建物の除却
- ・補助対象者＝所有者、所有者の相続人など
- ・補助金の額＝補助対象事業費の2/3 《**限度額60万円**》

○老朽危険建物

周辺の景観及び住環境を悪化させ放置されている建造物で、住宅の不良度判定基準に掲げる評価項目の評点合計が100以上で認定された建物

○補助対象事業

補助金の交付対象者が実施する事業で解体業者が施工するもの

○補助対象者の要件

- ①尾道市税等を滞納していないこと
- ②この補助事業に関して国・県・市の制度による他の補助金を受けていないこと

○注意事項

- ・同一敷地内における複数の建物については制限あり
- ・解体業者は、建設工事業、土木工事業若しくはとび・土木工事業の許可を受けている者、又は解体工事業の届出をしている者で市内に本店、支店、営業所などの施設を有する者

【感想・岡崎市への反映】

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸しだしています。歴史まちづくり法は、このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承するために制定され、平成20年11月4日に施工されている。平成26年6月末の段階で全国46都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けている。

尾道市は、平成23年12月1日現在国指定の文化財60件、県指定が74件、市指定が213件で合計347件ある。また神社仏閣等にまつわる祭りごとにも数多くあり歴史まちづくり法におけるこれらの維持向上はまさにうってつけの手法である。尾道市においては、行政だけでなく民間にも歴史まちづくり法に基づく補助金等を支給して街並み保存等を行っており、とくに回遊性の向上を図っており、官民一体となってまちづくりをして尾道の観光産業にも一役かっている。

本市においては、神社仏閣数が全国で一番多い都市であることを念頭において、観光産業が基幹産業の一つになれるような歴史的風致維持向上計画を策定すべきである。